

本質問集は、**神戸らしい緑化ガイドライン**の「第3章 条例に基づく緑化計画作成の手引き」（以下、「手引き」）に関するよくある質問と回答を記載しています。緑化計画の作成にあたり参考として下さい。

※条例：神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例（平成24年神戸市条例第45号）

No	項目	質問	回答
全 般			
1	法令	この緑化計画の届出は、どのような法令に基づくものか。	神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例、同施行規則、告示（緑化基準）に基づくものです。内容は、神戸市ホームページ「緑化計画届」のページや、手引き第6節などをご確認下さい。
		HPアドレス:	https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/ryokuka.html
2	様式入手	届出書の様式はどこで入手可能か。	神戸市ホームページ「緑化計画届」の「届出書類」のページよりダウンロードして頂けます。記入例は、 手引き第3節 をご確認下さい。
		HPアドレス:	https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/ryokuka.html
3	委任状	委任状は必要か。	届出者自らが提出する場合以外は、 委任状は必要 です。様式の指定はありませんが、委任日、委任内容、委任先と委任元の住所・氏名・連絡先をご記載下さい。
4	押印関係	押印は必要か。	届出様式及び委任状とも、 押印は廃止 となっています。
5	郵送提出	届出書の提出は郵送でもよいか。 電子申請は可能か。	郵送による受け付けは 可能 です。計2部（正1部・副1部）を信書便にて郵送下さい。郵送宛先は神戸市ホームページ「緑化計画届」の問い合わせ先に記載しています。また、当該届出の担当者の氏名・連絡先・メールアドレスを分かるようにして下さい。電子申請は未対応です。
6	県条例との関係	県条例に基づく届出の提出は必要か。	建築場所が神戸市の区域内（市街化調整区域を除く。）の場合、県条例（「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」）ではなく、 市条例に基づく 緑化計画の届出が必要です。 なお、一定規模の製造業等の工場の場合は、別途工場立地法や県条例に基づく届出が必要です。
		HPアドレス:	https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/r604_koujofurou.pdf
7	建築確認との関係	緑化計画の届出が必要な建物において、届出を提出していなければ建築確認は終了しないのか。	建築確認が終了しないということはありませんが、届出は建築確認申請前に提出してください。
8	対象となる緑化の範囲	全体の緑化計画のうち、基準を満たす分だけ示せばよいか。	確定している緑化計画の全て （=完了届時点で完成する緑化）をお示しいただく必要があります。

届 出		
9	届出の対象 届出義務の対象は何か。	市街化区域内にて、敷地面積1000㎡以上で建築面積500㎡以上の新築、増築、改築を行う場合に届出が必要です。
HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/r604_ryokuka_gaiyou_1.pdf		
10	届出の対象 義務	敷地面積1,000㎡以上だが、建築面積500㎡未満の新築は、届出・緑化ともに義務なしか。届出・建築物緑化の義務はありません。しかし、敷地面積1,000㎡以上のため、敷地緑化の義務があります。
11	届出の対象 変更届	届け出ている緑化計画を変更しようとする場合、変更届は必要か。届け出た緑化の面積の一部が単純に増加するのみの変更の場合、変更届は不要です。ただし、 樹種、植栽形態や構造等を変更しようとする場合は 、変更届が必要です。
12	届出の時期 届出はいつまでに行えばよいか。	計画届の場合：建築確認の申請前 変更届の場合：計画の内容を変更しようとするとき 完了届の場合：緑化が完了した日から15日以内
13	添付図書 壁面緑化がなければ立面図を添付する必要はないか。	いいえ、2面以上の立面図は必要です。 手引きP.56 第1節「3. 届出書類」 に記載の添付図書をそろえて下さい。
HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kobe_greenl_ok_no3_3.pdf#page=4		
14	完了時 検査の有無 緑化工事完了後、検査はあるのか。	完成検査は実施していません。緑化工事完了後、完了届を提出して下さい。添付資料には、緑化計画に沿って工事が行われていることを確認できる資料の添付が必要です。詳しくは、 手引きP.79 第4節「4. 施工写真」 をご確認下さい。資料により状況が確認できない場合は、追加の写真等の提出を求めることがあります。
HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kobe_greenl_ok_no3_3.pdf#page=27		
緑化基準		
15	緑化基準 緑化基準とは何か。	一定規模の建築行為に対して課せられるもので「 建築物の緑化基準 」と「 建築物の敷地の緑化基準 」の 2つの基準 があります。規模により、敷地緑化のみ 若しくは 両方の基準を満たす必要があります。
16	緑化計画図 図面に記載する項目は、緑地の位置、その面積、樹種や本数でよいか。	面積の算定上はその記載で確認ができ、基準適合・不適合の確認はできません。 一方、ご計画の緑化が 持続的に生育可能 かという観点からも審査致しますので、「土」「光」「水」の生育環境を整えることは大変重要となります。 手引きP.56 第1節「3. 届出書類」の、 植物名、数量、規格、植栽密度、支柱、土壤改良資材の内容・使用量や客土の土質・厚・幅 なども図面に記載下さい。「 植栽平面図の作成例 」をご確認下さい。
HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/shokusaiheimensakuseirei_1.pdf		

17	緑化基準 複数棟	敷地面積1,000㎡以上の敷地に、建築面積1,000㎡と500㎡の2棟を新築する場合、2棟とも建築物緑化が必要か。	いいえ。建築面積1,000㎡の棟のみ建築物の緑化基準の対象です。
18	緑化基準 建ぺい100%	基準建ぺい率100%の場合、敷地の緑地面積はどのような取り扱いになるか。	その場合、空地面積は0㎡となるため、条例上の必要緑化面積は0㎡となります。基準建ぺい率100%の根拠を図面等に記載下さい。なお、必要緑化面積が0㎡であっても、届出が必要な規模で建築行為される場合は、届出が必要です。
19	老人ホーム	老人ホームの敷地の緑化基準には、住宅（空地面積の30%）か建築物（空地面積の50%）かどちらの基準を用いれば良いか。	建築基準法上の用途によります。 寄宿舎の場合：住宅の基準 老人ホーム：建築物の基準
20	特定工場	特定工場に該当するかどうか判断に困っている。	神戸市ホームページ「緑化計画届」のその他「工場等の緑化届に関するフローチャート」をご参考として下さい。
HPアドレス： https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/r604_koujoufurou.pdf			
緑化計画関係			
21	求積方法	緑地の求積方法は、CAD求積でもよいか。	はい。各緑地の面積と求積方法を明示してください。
22	求積方法 縁石等	緑地面積に縁石、排水溝、柵蓋や基礎を含めてもよいか。	含めることはできません。緑地の部分のみ計上してください。
23	中高木	中高木の緑地面積は実際の枝張りに関わらず、植栽時の樹高からみなしの樹冠面積で算定してよいか。	はい。 なお、その他の植栽についても面積の算定方法が決められています。詳しくは 手引き第3章以降 をご確認ください。
HPアドレス： https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kobe_greenl_ok_no3_3.pdf#page=1			
24	中高木	低木・地被植物に、高木・中木の緑地面積が重なる場合、両方の緑地面積を重複して計上してもよいか。	はい。ただし、高木と中木同士のみなし樹冠は 重複して計上できません 。
25	計画開発区域	加算可能な緑地面積を算出したところ、既に敷地の緑化基準を超えたが、計算間違いか。	いいえ。計画開発区域によっては、緑地率が基準値を超える場合もあります。但し、本質問集 No.8 のとおり、 ご計画の緑化計画は全て 届出内容に反映して下さい。
26	樹冠面積	樹冠の敷地外にはみ出ている部分はどのようにカウントするのか。	敷地外の部分など、植栽部分として管理上担保が出来ない箇所は緑化面積に計上できません。
27	樹冠面積	高木と中木のみなし樹冠の面積は重複計上できないが、どのように面積を計算するのか。	原則としてみなし樹冠が重複しないように配植してください。緑化計画図上にみなし樹冠の大きさの円で樹木を表し、計上面積を求積します。やむを得ず重複する部分は、 CAD求積等 により、 植栽面積から除外 してください。ただし、あまりにも近づきすぎてしまいますと、隣の根が緩衝し合い悪影響を及ぼす場合がありますので、ご留意下さい。（原則、高木の間隔は3m以上あけて下さい。）
HPアドレス： https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kobe_greenl_ok_no3_3.pdf#page=9			

維持管理関係

28	既存の植栽を減らしたい	既存の植栽を減らしたいが可能か。	本届出に基づいて整備された植栽は、建築の必要条件として設けられたもので対象の建築物が存在する限り、適切な維持管理を行って下さい。万が一、敷地内の土地利用の変更等により、植栽の変更が必要となる場合も、他の場所に同様の植栽を行うなどして、緑化基準に適合するように植栽面積を確保して下さい。（手引きP.80 第5節「緑化後の維持管理」をご確認下さい。）
HPアドレス: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7691/kobe_greenlOk_no3_3.pdf#page=28			